

上野原市新型コロナウイルス感染症患者等の人権の保護に関する
条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症にり患した患者及びその家族などに対する誹謗中傷又は差別的取扱い等の人権侵害を防ぎ、当事者を支援することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、広報活動等を通じて新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発及び発信に努めるとともに人権侵害を受けた患者等への相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持ち、新型コロナウイルス感染症にり患した患者及びその家族などの人権侵害をすることのないよう配慮に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持ち、自己の経営等をする事業において、新型コロナウイルス感染症にり患した患者及びその家族などの人権侵害をすることのないよう配慮に努めるものとする。

(市の施策等)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、国、県及び関係団体との連携を図り、施策を効果的に推進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。